

「養護教諭養成教育検討委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：荒木田美香子（国際医療福祉大学）

委員：片田範子（兵庫県立大学）、津島ひろ江（関西福祉大学）、
櫻田淳（埼玉県立大学）、池添志乃（高知県立大学）

2) 協力者： なし

2. 趣旨

子どもたちの現代的な心身の健康課題に対応できる養護教諭の育成が急務であり、養護教諭養成機関には養護教諭の役割に基づいたカリキュラム等の検討が求められている。しかし、これまでに看護系大学で養護教諭養成の在り方について検討されたことはなく、方向性も示されていない。養護教諭一種養成課程を有する大学 125 大学のうち、看護系大学が 78 校（平成 27 年現在）となっており、日本看護系大学協議会において、養護教諭の養成のあり方を早急に検討することが必要であるとの見解から、臨時委員会を組織し、以下の項目を検討する。

- 1) 看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンシー及び養成カリキュラムを検討する。
- 2) 日本看護系大学協議会としての提言等を文部科学省、日本養護教諭養成大学協議会等に提出する。

3. 活動経過

- ① 平成 26 年度に作成した養護教諭のコンピテンシー案（一次）を見直した。
- ② 平成 27 年 12 月 14 日に JANPU 会員校の養護教諭一種養成課程を有する大学を対象にワークショップを行った。
参加者数 69 名（養護教諭一種免許課程を有する 78 大学中 60 大学の参加）であった。ワークショップでは養護教諭養成教育の文部科学省などの動きについて情報提供すると共に、コンピテンシー案について意見交換を行った。JANPU 会員校の養護教諭一種養成課程を有する大学を対象にした情報交換会は初めての試みであり、有効であるとする声が 72%であり、参加校より今後の継続的開催を望む声が多数あった。
- ③ 養護教諭のコンピテンシー案（二次）について Web 調査により会員校の意見を聴取した。（43 大学回答：回収率 55.1%）（平成 28 年 3 月実施）
- ④ 中央教育審議会答申案「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」へのパブリックコメントを提出した。最終答申では養護教諭に関する記載の修正が見られた。
- ⑤ 理事会に対し、養護教諭関係団体連絡会^{*注1)}に関する情報提供を行った。

注 1) 平成 27 年度の中央教育審議会答申による養護教諭養成カリキュラムの変更を見据え、「養護教諭の資質能力向上を願う全国組織団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うこと」を目的とする団体である。全国養護教諭連絡協議会、日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協会全国養護部門、全国私立大学・短期大学(部)養護教諭養成課程研究会、日本養護教諭教育学会、日本健康相談活動学会を発起団体とし平成 27 年 11 月に発足した。

4. 今後の課題

養護教諭のコンピテンシーの修正案を出すことができたが、今後さらにコンピテンシーの内容の洗練化とともに、卒業時の到達目標やカリキュラムを検討していく必要がある。また、養護教諭養成に関わっている看護系大学のワークショップを行い、参加者より継続を期待する意見が複数あった。さらに平成 28 年度に教員養成カリキュラムに関する法律改正および省令改正が行われる可能性があり、会員校に情報提供する必要があるため、次年度も委員会を継続することとなった。

5. 資料

- 1) 看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー（二次）
- 2) 文部科学省に提出したパブリックコメント

資料1 看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー（二次）調査結果

1. 日時 平成28年3月15日～3月27日
2. 方法 Webによる質問紙調査、コンピテンシー案54項目に対して、コンピテンシー案の妥当性（4段階）、到達度（5段階）、教育の実施状況について回答を求めた。各項目について一部自由記載による意見を聞いた。
3. 回答率 JANPU会員校のうち、養護教諭一種免許に関わる教育を実施している78大学に対して調査依頼を行い、43大学より回答を得た。（回答率55.1%）
4. 結果

1) 用語の定義

表1 用語の定義

用語	定義
卒業時点のコンピテンシー	養護教諭1種養成課程にある大学生が卒業時点で有している行動特性を言う。尚、本調査では「単独でできる」「指導の下で実施できる」「校内演習などで実施できる」「知識としてわかる」の4段階でコンピテンシーを評価する。また、各大項目は単に能力を問うのではなく、コンピテンシーに着目することより、「実践能力」と言う表現を用い、小項目は評価しうる行動で表現した。 なお、看護基礎教育課程での学修で獲得したコンピテンシーに加えて養護教諭として求められるコンピテンシーのみを抽出している。
教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力	養護教諭の実践を行うためには学校教育や学校経営に関する理解に基づいた実践が必要である。本大項目では主にその理解度と実践能力に関する項目で構成している。
ヒューマンケアの基本に関する実践能力	ヒューマンケアとは、広く豊かな教養と複眼的な思考力・判断力を活用して、人間と人間の生活を理解し、専門職としての倫理に基づいて行動する態度・姿勢を基盤とする行動指針を示している。「ヒューマンケアの基本に関する実践能力」とは、人々の多様な生活背景による様々な価値観を尊重し、成長発達過程にある子どもと、子どもを育成する保護者と教職員をはじめとした関係者を対象としたヒューマンケアに当たるものとしての基本的実践能力に関する項目で構成している。
根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力	子どもと学級・学年・学校といった集団を対象に、対象の特性や状態を理解した上で、医学、保健学、疫学、教育学、心理学などの学問等の論理的に説明できる根拠となる最新の知識・技術に基づく支援計画を立案し、実施、評価できる実践能力に関する項目で構成している。
特定の健康課題に対応する実践能力	障害、疾患、負傷などの特定の健康課題をもった子どもや子ども達に対して健康の保持増進と疾病予防への支援、健康課題による影響を最小限に留める支援、活動や自己の能力を拡大するための支援についての実践能力に関する項目で構成している。
ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力	教職員をはじめとし、関係者や関係機関、社会資源との協働に向けた体制構築・整備のための実践能力に関する項目で構成している。
専門職者として研鑽し続ける基本能力	看護職としてはもとより、養護教諭として自己を振り返りながら、専門性と実践能力を高め、専門職として成長し続けるための研鑽に関する項目で構成している。

2) 回答者及び養成課程の状況

他の教職課程を有する大学が80%以上を占めた。平成27年度に養護教諭一種免許取得した者は1人～51人の幅があり、平均13人であった。養成する教員に養護教諭免許を有する者がいない大学は4校となっており、これらの大学の状況を把握する必要がある。

表2 回答大学の状況

項目	回答者数 平均	% SD
他の教職課程の有無		
有り	35	81.4
無し	8	18.6
主として養護教諭養成にかかわる教員数		
1人	10	23.3
2人	15	34.9
3人	10	23.3
4人	4	9.3
5人	1	2.3
6人以上	3	7.0
養成教育に関わる教員の内の養護教諭免許取得者数		
0人	4	9.3
1人	19	44.2
2人	13	30.2
3人	6	14.0
未回答	1	2.3
回答者の職位		
教授	16	37.2
准教授	17	39.5
講師	8	18.6
助教	1	2.3
その他	1	2.3
平成27年度の養護教諭一種免許取得者数		
平均(1-51)人	13	9.6
1-4人	5	11.6
5-9人	9	20.9
10-19人	17	39.5
20人以上	6	14.0
学年進行中	6	14.0

3) 意見聴取した養護教諭のコンピテンシーの妥当性について

「4. 非常に妥当だと思う」、「3. どちらかというとう妥当だと思う」の割合を合わせた割合はすべての項目で80%以上であった。しかし、「非常に妥当だと思う」で50%を下回ったものは項目 9. 17. 22. 32. 42 の5項目があった。

表3 教育すべき項目としての妥当性

コンピテンシー案	教育の妥当性									
	4非常に妥当だと思う		3どちらかといえば妥当だと思う		2どちらかというとう妥当でない		1妥当ではない		4+3	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力										
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	25	58.1	16	37.2	2	4.7	0	0.0	95.3	
4 学校保健の構造を説明することができる	40	93.0	3	7.0	0	0.0	0	0.0	100.0	
5 学校安全の構造を説明することができる	38	88.4	4	9.3	1	2.3	0	0.0	97.7	
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係性を説明することができる	35	81.4	8	18.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
II ヒューマンケアの基本に関する実践能力										
8 子どもの権利を擁護する	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
9 保護者の権利について説明することができる	21	48.8	16	37.2	6	14.0	0	0.0	86.0	
10 子どもの自己実現を支援する	30	69.8	10	23.3	3	7.0	0	0.0	93.0	
11 子どもや保護者が意思決定できるよう適切な情報提供をする	34	79.1	8	18.6	1	2.3	0	0.0	97.7	
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	36	83.7	7	16.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	35	81.4	7	16.3	1	2.3	0	0.0	97.7	
14 子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	30	69.8	10	23.3	3	7.0	0	0.0	93.0	
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力										
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	20	46.5	19	44.2	3	7.0	1	2.3	90.7	
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	22	51.2	17	39.5	4	9.3	0	0.0	90.7	
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	33	76.7	8	18.6	2	4.7	0	0.0	95.3	
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	37	86.0	6	14.0	0	0.0	0	0.0	100.0	
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	38	88.4	4	9.3	1	2.3	0	0.0	97.7	
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	18	41.9	18	41.9	6	14.0	1	2.3	83.7	
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	31	72.1	12	27.9	0	0.0	0	0.0	100.0	
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	37	86.0	6	14.0	0	0.0	0	0.0	100.0	
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発育発達を促す支援を行う	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供する	31	72.1	11	25.6	1	2.3	0	0.0	97.7	
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	31	72.1	11	25.6	1	2.3	0	0.0	97.7	
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時関連させて支援計画を立案する	23	53.5	17	39.5	3	7.0	0	0.0	93.0	
IV 特定の健康課題に対応する実践能力										
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	28	65.1	12	27.9	3	7.0	0	0.0	93.0	
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	35	81.4	8	18.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
32 保護者が、子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	16	37.2	20	46.5	7	16.3	0	0.0	83.7	
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	34	79.1	9	20.9	0	0.0	0	0.0	100.0	
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	42	97.7	1	2.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
35 子ども、保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるような機会・場・方法を提供する	25	58.1	16	37.2	2	4.7	0	0.0	95.3	
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	38	88.4	4	9.3	1	2.3	0	0.0	97.7	
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	100.0	
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	33	76.7	8	18.6	2	4.7	0	0.0	95.3	
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	28	65.1	14	32.6	1	2.3	0	0.0	97.7	
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	22	51.2	15	34.9	6	14.0	0	0.0	86.0	
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	28	65.1	13	30.2	1	2.3	1	0.0	95.3	
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	20	46.5	20	46.5	3	7.0	0	0.0	93.0	
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力										
44 子どもの健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	30	69.8	11	25.6	2	4.7	0	0.0	95.3	
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	40	93.0	3	7.0	0	0.0	0	0.0	100.0	
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	32	74.4	11	25.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	32	74.4	7	16.3	4	9.3	0	0.0	90.7	
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	41	95.3	2	4.7	0	0.0	0	0.0	100.0	
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	28	65.1	13	30.2	2	4.7	0	0.0	95.3	
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	24	55.8	16	37.2	3	7.0	0	0.0	93.0	
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	36	83.7	7	16.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	100.0	
VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力										
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	36	83.7	7	16.3	0	0.0	0	0.0	100.0	
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	100.0	

4) 卒業時点の到達度について

原則として、最も回答が集中したレベルを到達度と考えた。しかし、項目 9.22.27 は 2 つの到達度に同じ割合で意見が分かれた。その場合は、前後の割合も考慮し、委員で到達度を検討の上、設定した。

表4 卒業時点の到達度

コンピテンシー案	4単独でできる		3指導の下実施で		卒業時点の到達度		1知識としてわかる		0妥当ではない	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力										
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	36	83.7	3	7.0	1	2.3	3	7.0	0	0.0
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	29	67.4	8	18.6	1	2.3	5	11.6	0	0.0
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	11	25.6	17	39.5	1	2.3	13	30.2	1	2.3
4 学校保健の構造を説明することができる	29	67.4	7	16.3	1	2.3	6	14.0	0	0.0
5 学校安全の構造を説明することができる	26	60.5	10	23.3	7	16.3	0	0.0	0	0.0
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係を説明することができる	22	51.2	10	23.3	3	7.0	8	18.6	0	0.0
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	19	44.2	12	27.9	6	14.0	6	14.0	0	0.0
II ヒューマンケアの基本に関する実践能力										
8 子どもの権利を擁護する	22	51.2	11	25.6	4	9.3	6	14.0	0	0.0
9 保護者の権利について説明することができる	5	11.6	17	39.5	4	9.3	17	39.5	0	0.0
10 子どもの自己実現を支援する	10	23.3	19	44.2	1	2.3	11	25.6	1	2.3
11 子どもや保護者が意思決定できるような適切な情報提供をする	6	14.0	23	53.5	8	18.6	6	14.0	0	0.0
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	9	20.9	23	53.5	6	14.0	5	11.6	0	0.0
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	15	34.9	18	41.9	8	18.6	1	2.3	1	2.3
14 子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	6	14.0	14	32.6	6	14.0	17	39.5	0	0.0
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	7	16.3	19	44.2	2	4.7	15	34.9	0	0.0
III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力										
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	21	48.8	14	32.6	2	4.7	5	11.6	0	0.0
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	6	14.0	17	39.5	2	4.7	16	37.2	2	4.7
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	3	7.0	18	41.9	1	2.3	20	46.5	1	2.3
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	8	18.6	18	41.9	8	18.6	8	18.6	1	2.3
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	20	46.5	12	27.9	6	14.0	5	11.6	0	0.0
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基礎として保健指導を行う	15	34.9	20	46.5	7	16.3	1	2.3	0	0.0
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	2	4.7	16	37.2	6	14.0	16	37.2	3	7.0
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	9	20.9	17	39.5	5	11.6	12	27.9	0	0.0
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	11	25.6	18	41.9	5	11.6	8	18.6	0	0.0
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発育発達を促す支援を行う	17	39.5	18	41.9	3	7.0	5	11.6	0	0.0
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	15	34.9	20	46.5	3	7.0	5	11.6	0	0.0
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供する	4	9.3	16	37.2	7	16.3	16	37.2	0	0.0
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	4	9.3	17	39.5	7	16.3	15	34.9	0	0.0
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時間連立させて支援計画を立案する	4	9.3	14	32.6	7	16.3	18	41.9	0	0.0
IV 特定の健康課題に対応する実践能力										
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	10	23.3	14	32.6	4	9.3	14	32.6	1	2.3
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	20	46.5	11	25.6	5	11.6	7	16.3	0	0.0
32 保護者が、子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	4	9.3	9	20.9	8	18.6	20	46.5	2	4.3
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	13	30.2	19	44.2	7	16.3	4	9.3	0	0.0
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	13	30.2	20	46.5	7	16.3	3	7.0	0	0.0
35 子ども・保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるよう機会・場・方法を提供する	6	14.0	14	32.6	6	14.0	17	39.5	0	0.0
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	11	25.6	21	48.8	7	16.3	4	9.3	0	0.0
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	17	39.5	14	32.6	9	20.9	3	7.0	0	0.0
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	8	18.6	12	27.9	12	27.9	9	20.9	2	4.3
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	4	9.3	10	23.3	6	14.0	22	51.2	1	2.3
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	6	14.0	11	25.6	4	9.3	21	48.8	1	2.3
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	6	14.0	18	41.9	8	18.6	10	23.3	1	2.3
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	2	4.7	20	46.5	2	4.7	19	44.2	0	0.0
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	10	23.3	17	39.5	3	7.0	13	30.2	0	0.0
V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力										
44 子どもの健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	5	11.6	13	30.2	6	14.0	18	41.9	1	2.3
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	1	2.3	18	41.9	4	9.3	20	46.5	0	0.0
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	2	4.7	17	39.5	4	9.3	20	46.5	0	0.0
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	5	11.6	12	27.9	5	11.6	19	44.2	2	4.3
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	6	14.0	20	46.5	6	14.0	11	25.6	0	0.0
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	4	9.3	12	27.9	4	9.3	23	53.5	0	0.0
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	2	4.7	10	23.3	4	9.3	25	58.1	2	4.3
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	9	20.9	15	34.9	7	16.3	12	27.9	0	0.0
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	4	9.3	28	65.1	3	7.0	8	18.6	0	0.0
VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力										
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	13	30.2	13	30.2	1	2.3	16	37.2	0	0.0
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	17	39.5	8	18.6	3	7.0	15	34.9	0	0.0

5) 教育の実施状況について

項目 9.17.32.50 での実施率は低く、80%を下回っていた。

表5 教育の実施状況

コンピテンシー案	教育の実施の有無				0学年進行中 回答数	コンピテンシー項目に関する意見
	2実施している 回答数	%	1実施していない 回答数	%		
I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力						
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	38	100.0	0	0.0	5	
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	39	100.0	0	0.0	4	
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	34	97.1	1	2.9	8	
4 学校保健の構造を説明することができる	37	97.4	1	2.6	5	
5 学校安全の構造を説明することができる	36	94.7	2	5.3	5	
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係性を説明することができる	36	97.3	1	2.7	6	
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	37	97.4	1	2.6	5	
II ヒューマンケアの基本に関する実践能力						
8 子どもの権利を擁護する	37	94.9	2	5.1	4	
9 保護者の権利について説明することができる	29	76.3	9	23.7	5	義務を加える必要がある
10 子どもの自己実現を支援する	36	94.7	2	5.3	5	抽象的である
11 子どもや保護者が意思決定できるよう適切な情報提供をする	38	100.0	0	0.0	5	
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	37	100.0	0	0.0	6	
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	36	100.0	0	0.0	7	
14 子どもが家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	34	97.1	1	2.9	8	
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	37	100.0	0	0.0	6	
III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力						
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	37	97.4	1	2.6	5	
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	27	73.0	10	27.0	6	
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	30	81.1	7	18.9	6	
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	30	78.9	8	21.1	5	表現が大きすぎる
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	37	100.0	0	0.0	6	
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	37	100.0	1	0.0	6	
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	29	80.6	7	19.4	7	
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	32	84.2	6	15.8	5	
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	38	97.4	1	2.6	4	
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発達を促す支援を行う	37	97.4	1	2.6	5	
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	38	100.0	0	0.0	5	
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供をする	35	92.1	3	7.9	5	
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	33	91.7	3	8.3	7	
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時関連させて支援計画を立案する	29	78.4	8	21.6	6	
IV 特定の健康課題に対応する実践能力						
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	32	88.9	4	11.1	7	
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	35	92.1	3	7.9	5	
32 保護者が、子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	23	65.7	12	34.3	8	
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	35	94.6	2	5.4	6	
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	36	97.3	1	2.7	6	
35 子ども、保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるよう機会・場・方法を提供する	32	91.4	3	8.6	8	
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	36	94.7	2	5.3	5	
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	37	97.4	1	2.6	5	
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	34	89.5	4	10.5	5	
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	34	89.5	4	10.5	5	
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	28	77.8	8	22.2	7	
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	32	86.5	5	13.5	6	到達度は子供は3・4でも保護者が入ると1になる
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	32	86.5	5	13.5	6	到達度は子供は3・4でも保護者が入ると1になる
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	38	100.0	0	0.0	5	
V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力						
44 子ども(子ども達)の健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	35	92.1	3	7.9	5	
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	38	100.0	0	0.0	5	
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	37	100.0	0	0.0	6	
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	33	89.2	4	10.8	6	
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	37	100.0	0	0.0	6	
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	34	89.5	4	10.5	5	
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	27	71.1	11	28.9	5	
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	37	97.4	1	2.6	5	
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	38	100.0	0	0.0	5	
VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力						
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	34	91.9	3	8.1	6	
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	36	97.3	1	2.7	6	

6) 現時点での看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー

「32. 保護者が子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する」は妥当性では4より3の割合が高かったこと、教育の実施状況においても実施していないという回答が12件あったことより、現時点の案からは削除した。また、9に保護者の義務も加えた。

表6 平成28年3月時点の「看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー」

* 4.単独でできる 3.指導の下で実施できる 2.学内演習などで実施できる 1.知識としてわかる

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度
I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力	
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	4
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	4
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	3
4 学校保健の構造を説明することができる	4
5 学校安全の構造を説明することができる	4
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係を説明することができる	4
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	4
II ヒューマンケアの基本に関する実践能力	
8 子どもの権利を擁護する	4
9 保護者の権利と義務について説明することができる	3
10 子どもの自己実現を支援する	3
11 子どもや保護者が意思決定できるような適切な情報提供をする	3
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	3
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	3
14 子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	1
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	3
III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力	
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	4
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	3
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	1
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	3
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	4
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	3
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	3
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	3
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	3
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発達を促す支援を行う	3
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	3
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供する	1
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	3
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時間連立させて支援計画を立案する	1
IV 特定の健康課題に対応する実践能力	
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	3
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	4
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	3
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	3
35 子ども・保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるような機会・場・方法を提供する	1
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	3
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	4
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	2
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	1
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	1
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	3
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	3
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	3
V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力	
44 子どもの健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	1
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	1
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	1
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	1
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	3
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	1
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	1
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	3
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	3
VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力	
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	1
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	4

文部科学省中央教育審議会

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～へのパブリックコメント

一般社団法人日本看護系大学協議会

養護教諭養成教育検討委員会

平成 27 年 11 月 13 日

1. 本答申案の教員の範囲についての記載（全体）

1 頁の 4 段落目に「本答申において対象としている教員は、公教育を担う教員全体である。」と記載していただいていることより、本答申案に養護教諭や栄養教諭が含まれることは理解できる。

できれば、「本答申において対象としている教員は、公教育を担う教員全体である（教育公務員特例法第二条 2 項）」と明記していただきたい。

2. これからの時代の教員に求められる資質能力：「チームとしての学校」像のイメージ図

本答申案の 11 頁に「「チームとしての学校」像（イメージ）【中央教育審議会初等中等教育分科会 チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会資料】が記載されている。右端の「チームとしての学校」の図の中に 5 人の教諭が描かれているが、その内の一つを養護教諭としていただきたい。

養護教諭を記載していただきたい理由は下記の通りである。

- ①小学校・中学校の養護教諭は必置である。また、ほとんどの高等学校に配置されている。
- ②学校保健安全法において、養護教諭は、学校保健活動の中核的役割を果たしていることが明記されている。
- ③現在、検討されている「不登校児童生徒への支援に関する（中間報告）」においても 13 頁に、不登校対策に対して中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員として具体的に養護教諭が明記されている。

養護教諭の名称を記載することで、現在及び将来あるべき学校内の業務体制を明確にすることに役立つと考えられる。

3. （1）教員研修に関する改革の具体的な方向性：「法定研修である初任者研修、十年経験者研修」について

本答申案の 12 頁に「法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。」と、記載されている。

現時点では、養護教諭については、初任者研修の対象に含まれていない。実態として、

新規採用者に対しては、現代的課題への対応や個々の事例に対応できる能力を身に付けるための基礎研修及び専門研修をおおむね 27 日間実施している状況である。一方、教諭の初任者は指導教員の指導・助言による校内研修（週 2 日・年間 60 日程度）が課されている。両者の状況と比較すると、大きな差が生じている。また、十年目研究においても養護教諭への実施には差が生じている。

そこで、問題の現状把握に関する記載に下記のように追記をしていただきたい。

「法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。また、養護教諭を含めた教員全員に等しく受講機会が与えられるようにする必要がある。」

4. 教員育成の高度化を図るための専修免許状の取得促進方策について

本答申案 20 頁に上記標題の記載があり、本協議会としても大いに賛成をする。

しかしながら、養護教諭は 1 校に 1 人の配置が多く、救急に対応する必要性から学校を空けることが困難であり、大学院での学習機会の障害となっている（平成 25 年度教員免許状授与件数等調査結果では、専修免許状取得は、小学校 5.9%、中学校 9.7%、高校 9.8%、養護教諭 2.5%で養護教諭の取得率が一番低い）。そこで、「より多くの教員が専修免許を取得できるよう、人員配置を含めた促進方策を取ることと」記載していただきたい。

5. 「継続的な研修の推進」

本答申案 21-23 頁にかけて、校内研修の強化及びミドルリーダーの養成をうたっている。これらの方針には基本的に賛成である。

しかしながら、養護教諭は 1 校に 1 人の配置が多く、また小・中・高等学校など異なる学校種で勤務することもあるため、校内研修だけでは十分に育成されない可能性がある。近隣の学校では同様の環境問題や健康問題があることが多く、地域単位で養護教諭のミドルリーダーを育成し、子どもの成長過程に応じた教育的指導ができる養護教諭を養成していくことが必要である。また、地域単位でミドルリーダーを養成する場合は養護教諭の養成大学や保健所、発達障害児の療育に当たる療育・福祉機関との連携を行うことが必要である。

そこで、23 頁の○のいちばん最後に「養護教諭など、地域単位にミドルリーダーが育成されることが効果的と考えられる場合もある。また、学校内外で行う研修においては地域の保健・医療・福祉機関や大学などの活用を積極的に図る必要がある。」と記載していただきたい。

6. 「教員養成に関する改革の具体的な方向性」

報告書 33-36 頁にかけて記載されている、下記に賛同する

①教員免許状の取得に必要な単位数は増加させないことを前提として、新たな教育課題に

対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化する。

②大学における養成の原則及び開放制の原則を維持することを前提とするものである。

③インターンシップは教職課程で義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。

しかしながら、別紙として添付されている教員養成課程の「見直しのイメージ」には養護教諭の養成課程のイメージは記載されていない。学校では、養護教諭が不登校・虐待をはじめとした社会の変化に応じた健康課題や子どものアレルギーやメンタルヘルス、新興感染症を含めた健康危機管理に関する問題に対応している。この機会に養護教諭の養成課程も見直していただき、現代的な課題に対応できる養護教諭養成課程としていただきたい。

7. 「教職課程担当教員の資質能力の向上等」について

本答申案の 41 頁には、「特に、教職大学院や教員養成大学・学部においては、教員養成に資する「教科に関する科目」の取組を充実させることが重要である。このため、他学部等と連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設すること」とある。

養護教諭の場合は「養護に関する科目」を担当する教員の中には養護教諭免許を持つ教員が含まれることが必要であると共に、現場の学校や療育機関、保健医療機関との連携も重要である。

そこで、このため以降に「このため、他学部等や教育現場、関係機関と密に連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設することや」と記載していただきたい。また教員養成を担当する専任教員の中に、当該教員免許および実務経験を有する教員がいることを明記していただきたい。

8. 「教員育成指標の策定」について

本答申案の 53 頁に「望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の整備指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」とある。この方針に基本的に賛成である。

上記について、養護教諭の継続教育や養成課程のコアカリキュラムもぜひ検討していただきたい。また、養護教諭の養成に当たっては日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会を含め、養護教諭養成のカリキュラムを検討している実績のある日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協議会、日本養護教諭教育学会等の各機関より広く意見を聴取していただきたい。